

(第三種郵便物認可)
昭和26年2月24日

発行所 佐賀市役所
発行人 市長公室長
(定価2円)
電話代表④3151番

「市報さが」
はみんなのた
めに早く配り
ましょう

火災にあった城南中も三学期から新校舎で授業を開始



できたぞぼくらの学校が! 進む学校施設の整備

12校を鉄筋化

47年度6校を改築

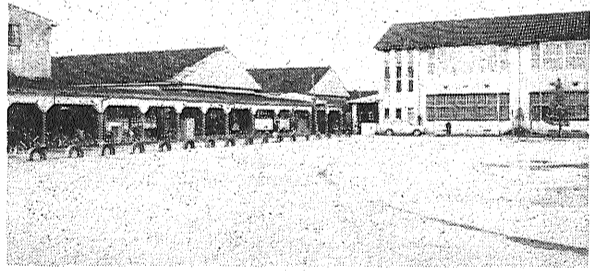
四十七年度もあと一カ月半足らず、いま市内のあちこちの学校では、校舎等の増改築工事が急ピッチで進められています。そこで、本年度の事業を中心に学校施設の整備状況をまとめてみました。

次代をになう子どもたちが、鉄筋コンクリート造りに建て、のびのびと勉強でき、また遊べるもので、改築状況は本々るように、市では市政三本年度末で、二十五の市内小・中の柱のひとつに、小・中学校、中学校のうち、十二校が鉄筋の整備充実をかけた、昭和十年から教育環境の整備、とくに学校の増改築、校舎、屋内体育館の増改築をおすすめしてきました。

昭和四十七年度は、約四億六千万円の予算で、三小学校の増改築、二中学校の改築および一小学校の新築と四小学校と一中学校の屋内体育館の建設をすすめています。これは、現在の木造老朽校舎を危険度の高いものから、



校舎が完成した成章中では、屋体の建設を開始



写真下は、改築がはじまった本庄小

整備しており、本年度着工分(ていしつぶん)が完成しますと、小中学校あわせて十九校が改築をおわることとなります。(ただし、芙蓉小と芙蓉中は併用となつて、高木瀬小と新栄小は三月

市内全小・中学校に 火災報知設備も

校舎、屋内体育館などの整備のほか、本年度は城南中学校に火災報知設備として、二十二校に火災報知ならびに非常通報装置をとりつけました。

機・イスはスチール製 新栄小 四月開校予定

これは、約二千三百万円の予算で、温度が摂氏四十度以上になれば、自動的に警報がなり、ボタンを押せば消防署に知らせる。三千人近くの児童をかかえる日新小学校の児童数の増加を緩和し、教育効果を上げるため、現在工事が進められている「新栄小」は、急ピッチで最後の仕上げがおこなわれており、すでに通学区域も決定しています。

小・中学校の施設整備状況

学校名	校舎(改築年)	体育館(改築年)
興小	(大正10年)	昭和41年
日新小	昭和45年	〃 47年
日新小	昭和13年	〃 43年
赤松小	(大正9年)	〃 41年
神野小	昭和43年	〃 46年
西与賀小	(〃 22年)	(昭和27年)
嘉瀬小	(〃 24年)	(〃 33年)
巨勢小	(〃 4年)	改築中
兵庫小	昭和43年	昭和46年
高木瀬小	〃 47年	改築中
北川副小	〃 47年	(昭和26年)
本庄小	改築中	昭和44年
鍋島小	(昭和2年)	改築中
金立小	(〃 15年)	昭和47年
久保小	(〃 21年)	〃 44年
芙蓉小	昭和40年	〃 43年
新成小	新設中	新設中
城南中	改築中	(昭和26年)
昭城中	(昭和27年)	(〃 31年)
城東中	昭和31年	昭和34年
城西中	〃 41年	〃 41年
城北中	〃 41年	〃 43年
金泉中	〃 39年	〃 39年
芙蓉中	(昭和23年)	〃 43年

※()内は未改築

市民ガイド 市民ガイド 市民ガイド

巡回行政相談所開設

佐賀行政監察局では、つぎのとおり「行政相談所」を開きます。
▽二月二十七日(日)新公民館
▽二月二十八日(金)立連絡所
時間はいずれも十時から三時まで
行政相談とは、役所の仕事、たとえば、恩給、年金、道路、税金、電話など市、県、国の仕事で苦情や意見について相談をうけるものです。
相談は無料で、個人の秘密は厳守いたします。

無料法律相談を ご利用ください

佐賀県弁護士会では、毎週火曜と金曜日に「無料法律相談」を行なっていますので、ご利用ください。
また、交通事故の激増にともない、今年一月から自動車事故損害賠償責任保険金の請求手続きを、安い費用で行なっていますので、ご利用ください。
なお、くわしくは佐賀県弁護士会(佐賀市中の小路・佐賀地方裁判所内(電話④3411)へおたずねください。

移転されるときは…… 九電からお願い

▼転出のとき!!
できるだけ早目に電気の使用廃止を申し出てください。
▼転入のとき!!
メーターの指示数をご確認のうえ電気使用申込書を営業所へ送ってください。

マイクローバスをご利用ください

市交通局では、小人数の旅行に便利なマイクローバスの運行をはじめましたので、ぜひご利用ください。
マイクローバスの定員は二十八人です。

あなたを守る交通災害保険

家族ぐるみで加入を



「万一に備えて、交通災害に加入しよう」と、昭和四十三年から発足した市民交通災害保険制度。市民交通災害保険に加入し、万一の事故に備えてください。

この市民交通災害保険は、交通事故の補償は市民の総額に比例するが、万一の事故に備えてください。

「加入できる人」
佐賀市内に住んでいて、住民登録をされている方なら、赤ちゃんからお年寄りまで、どなたでも加入できます。ただし一人一口に限ります。

「加入のしかた」
市役所または、銀行、信用金庫などで取りあつかえます。なお三月中は各連絡所、公民館でも出張受付をいたします。出張受付日程は別表のとおりです。

「掛け金は」
一人四百八十円(一年分)です。中途申込みは、月割四十円です。

「保険金が支払われる場合は」
昭和四十八年度分の市・県民税の申告は、三月一日から十五日までとなっています。そこで申告を受け、市役所ほか、別表の日程で出張受けもいたしますので、ご関係書類、印かんをもってご利用ください。

市民交通災害保険 出張受付日程

受付場所	日程
本庄西川内公民分館	3月5日
巨勢高尾宿公民分館	6日
西与賀屋外西公民分館	7日
嘉瀬連絡所	8日
鍋島公民館	9日
北川副池連絡所	12日
蓮池庫立公民館	13日
兵久立泉連絡所	14日
高木誘水公民館	15日
南興野新	16日
日	19日
	20日
	22日
	23日
	28日
	30日

※受付時間はいずれも午前10時から午後3時まで

市・県税 申告は忘れずに

受付は三月一日から

昭和四十八年度分の市・県民税の申告は、三月一日から十五日までとなっています。そこで申告を受け、市役所ほか、別表の日程で出張受けもいたしますので、ご関係書類、印かんをもってご利用ください。

①亡くなったとき五十万円(けがのため失明したり片手または片足を失ったときなど)三十万円(その他)の賠償期間によってそれぞれ保険金が支払われます。

②事故にあつたときは、市役所の窓口で保険金請求書用紙に必要事項を記載し、つぎの書類といっしょに市役所に提出してください。

- ・被保険者カード
- ・交通事故証明書
- ・死亡のときは、死亡診断書または屍体検案書および保険金受取人の印かん証明

保険金受取人を指定していただく。

ない場合は、戸籍簿本など、交通事故証明書は警察で発行してください。事故が発生したら、直ちに市役所まで通知してください。これを怠ると保険金が支払われなことがありますが、ご注意ください。

お忘れなく 廃車届けを

「軽自動車」
原付自転車、軽自動車など(五〇〇cc-三六〇cc)を所有している方は、その車が使用できなくなったり、他人に譲渡したり、または市外に転出される場合は、必ず廃車手続きをしてください。

軽自動車は、四月一日現在で課税されますので、三月末までに廃車届けをされないとい、また所有されているものとみなして、引き続き税金がかかります。廃車手続きは、二五〇cc以下のバイクは市税務課で三六〇cc以下の軽自動車は陸運事務所で。

なお、廃車手続きのときはナンバープレートと印かんを提出してください。

贈与税の申告と納税は

二月一日から三月十五日までとなっています。贈与税の申告をしなければならぬ方は、昭和四十七年中に四十万円を超える財産をもらった方や、四十七年中に二十万円以上の財産をもらった方で、四十五年か四十六年にも同じ人から二十万円以上の財産をもらった方となっています。

お知らせ

受給資格届けは、今年一月から七十歳以上の老人医療費が無料になります。医療保険で医療を受けられる場合は、必ず手続きを済ましてから治療を受けてください。

なお、この制度は満七十歳の誕生日の月の初日から、医療費が無料に受けられます。誕生日の前月までに、申請してください。たとえば三月生まれの方は、三月一日からとさせていただきます。

二月中に申請を

市の指名業者登録
市が物品を購入するときには原則として指名競争入札によります。昭和四十八年度中の入札に参加しようとする方は、あらかじめ市に指名登録をしておかなくてはなりません。登録を希望される方は、二月末までに市役所庶務課に申請してください。

なお登録申請書は、庶務課に備えています。

採石業務 管理者試験

試験日：三月二十五日
試験時間：三月二十日
受験願書の受付：二月十九日～三月十日
書類の提出先：佐賀県経済部工務課
試験科目：岩石の採取に関する法令と技術的な事項
なお、くわしくは県工務課または市商工課(電話3151)へ。

文化財

指定文化財決まる

十六羅漢など四件

市教育委員会では、昭和四十一年に「文化財保護条例」を制定し、歴史的、文化的に価値の高いものを市の重要文化財として指定し、その保護に努めてきました。このほど開かれた教育委員会、昭和四十七年度の市重要文化財と史跡がきまりました。今回指定された重要文化財は、北川副池武蔵、曹洞宗、岩松軒の「石造十六羅漢像ならびに石造釈迦三尊像」三尊像を紹介いたします。

今回の指定により、市の重要文化財・史跡は三十件となり、西菩薩は、それぞ獅子(欠損箇所はありますが、十九体の群像が一括して保存されている点もまたその価値を高めており、江戸時代における信仰史の上からも注目される文化遺産といえます。



今はおとずれる人もなく、雑草につつまれているこれら羅漢像は、江戸時代の庶民信仰・月待行事の「月待連中」の寄進になるものです。

3月12日から31日まで

固定資産税台帳を縦覧

昭和四十八年度は固定資産課税の基準年度で全国一斉に課税の基準年度が実施されます。たし家庭の異動のないものおよび、償却資産は除きます。

市でも土地については適正評価に際しては、資産を所定、家庭の新築・増改築等については昭和三十九年以来、九年ぶりに評価基準点が改

市・県民税 申告日程

期日	地 区
3月1、2日	西与賀、本庄、蓮池、巨勢
3日	北川副、兵庫、鍋島
5日	北川副、兵庫、鍋島、高木瀬
6日	嘉瀬、兵庫、鍋島、高木瀬、久保泉
7日	嘉瀬、金立、高木瀬、久保泉
8日	嘉瀬、金立、久保泉

※場所は各地区の農協または農協支所

お済みですか

今年一月から七十歳以上の老人医療費が無料になります。医療保険で医療を受けられる場合は、必ず手続きを済ましてから治療を受けてください。

なお、この制度は満七十歳の誕生日の月の初日から、医療費が無料に受けられます。誕生日の前月までに、申請してください。たとえば三月生まれの方は、三月一日からとさせていただきます。